

■市第164号議案 平成25年度横浜市一般会計補正予算(第4号)
こども青少年局関係部分

平成26年2月19日
市第164号議案及び市第171号議案関連資料
こども青少年局

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款3項4目 こども手当費	子育て世帯臨時特例 給付金給付事業	3,891,771	3,891,771	0	0	0	0
<p>◇消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国の全額補助事業として子育て世帯臨時特例給付金を支給する。</p> <p>◇給付金(3,393,000千円) ・支給対象児童数:約34万人 平成26年1月分の児童手当の支給対象児童で、児童手当特例給付受給者の支給対象児童、臨時福祉給付金の給付対象者及び生活保護の被保護者等を除く。 ・給付額:支給対象児童1人につき1万円</p> <p>◇事務費(498,771千円) ・委託費等(システム開発や人材派遣等)</p>							

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項1目 地域子育て 支援費	子ども・子育て関連 3法施行準備事業	420,000	0	523,500	0	0	△ 103,500
<p>◇子ども・子育て支援新制度の施行に向けた電算システムの開発について、来年度に予定していた開発を今年度中に契約・着手することによる増額 ◇神奈川県において安心こども基金を増額補正したことにより、全額を県支出金で対応できることとなったことによる財源更正</p>							
6款1項1目 こども青少年 総務費	こども青少年局 人件費	△ 568,011	0	0	0	0	△ 568,011
◇給与の減額措置に伴う減額							
6款3項4目 こども手当費	児童手当支給事業	△ 367,740	△ 45,058	△ 161,341	0	0	△ 161,341
◇支給対象児童数見込の減に伴う減額							
6款2項5目 保育所整備費	民間保育所耐震 対策事業	0	0	0	0	39,000	△ 39,000
◇起債充当率の変更に伴う財源更正							
6款3項7目 児童福祉施設 整備費	公立児童福祉施設 整備事業	0	0	0	0	24,000	△ 24,000
◇起債充当率の変更に伴う財源更正							
6款2項5目 保育所整備費	保育所整備事業	0	0	0	0	△ 100,000	100,000
◇起債充当率の変更に伴う財源更正							
6款3項7目 児童福祉施設 整備費	民間児童福祉施設 耐震対策事業	0	0	0	0	△ 160,000	160,000
◇起債充当率の変更に伴う財源更正							
6款3項7目 児童福祉施設 整備費	障害児施設 整備事業	0	0	0	0	△ 92,000	92,000
◇地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の充当事業変更に伴う財源更正							
合 計		3,376,020	3,846,713	362,159	0	△ 289,000	△ 543,852

■市第171号議案 平成25年度横浜市母子寡婦福祉資金会計補正予算(第1号)

こども青少年局関係部分

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
1款3項1目 元金	公債費元金	50	0	0	50	0	0
		◇予算編成後に、国への償還額の算出方法が判明したことによる増額					
1款4項1目 一般会計 繰出金	一般会計繰出金	△ 50	0	0	△ 50	0	0
		◇国への償還額が増額することに伴い、一般会計へ繰り入れる金額が少なくなったことによる減額					
合 計		0	0	0	0	0	0

【繰越明許費】

<単位:千円>

目 名	事 業 名	金 額	繰 越 理 由
6款3項4目 こども手当費	子育て世帯臨時特別 給付金給付事業	3,892,000	◇給付措置の給付までに対象者の抽出や周知期間を必要とすることから年度内に契約・着手する必要があり、26年度も引き続き給付手続きにかかる事務作業を継続する必要があるため。
6款2項1目 地域子育て支援費	子ども・子育て関連 3法施行準備事業	440,000	◇電算システム開発において、年度内に契約・着手し、26年度も引き続き開発を継続する必要があるため。 ◇全額を県支出金である安心子ども基金で対応ができるため。
6款3項7目 児童福祉施設整備費	民間児童福祉施設 耐震対策事業	31,000	◇併設施設の白百合パークハイムのしゅん工時期の遅れに伴い、白百合ベビーホームの工事着手が遅れ、当初予定の工事出来高が10%程度から3%程度に減少する見込みとなったため。

子育て世帯臨時特例給付金について

本年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図る観点から国の全額補助事業として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

1 事業概要

(1) 給付対象者

平成26年1月分の児童手当の受給者

(2) 支給対象児童

平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

ただし、児童手当特例給付(所得制限超過者に対する月額5,000円の給付)受給者の支給対象児童及び「臨時福祉給付金」の給付対象者、生活保護の被保護者等を除きます。

(3) 給付額

児童1人につき10,000円

2 本市支給対象児童数

約34万人(推計)

3 予算額

3,891,771千円(給付金:3,393,000千円 事務費:498,771千円)

4 広報

国において、コールセンター設置、ホームページ開設、全国規模の一般的広報(新聞、TV、広報誌等)が計画されています。

本市でも、コールセンターを設置するほか、ホームページ、広報よこはまを初めとする様々な媒体を通じた周知を図ります。

5 想定される今後の本市の主なスケジュール

4～6月 申請管理システム構築、コールセンター開設

7月頃 事務処理センター開設

申請受付開始* (原則として、郵送による受け付けを予定)

8月頃 給付開始

* 申請勧奨の方法及び時期等については、現在、関係部局と調整中です。

* 申請期間は受付開始から3か月が基本ですが、6か月まで延長することができるとされています。

<参考1>

「臨時福祉給付金」について

1 事業概要

(1) 給付対象者

平成26年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている方のうち、

①26年度市民税(均等割)が課税されていない方

②生活保護を受けていない方

(2) 給付額

1人につき10,000円(加算措置対象者は、15,000円)

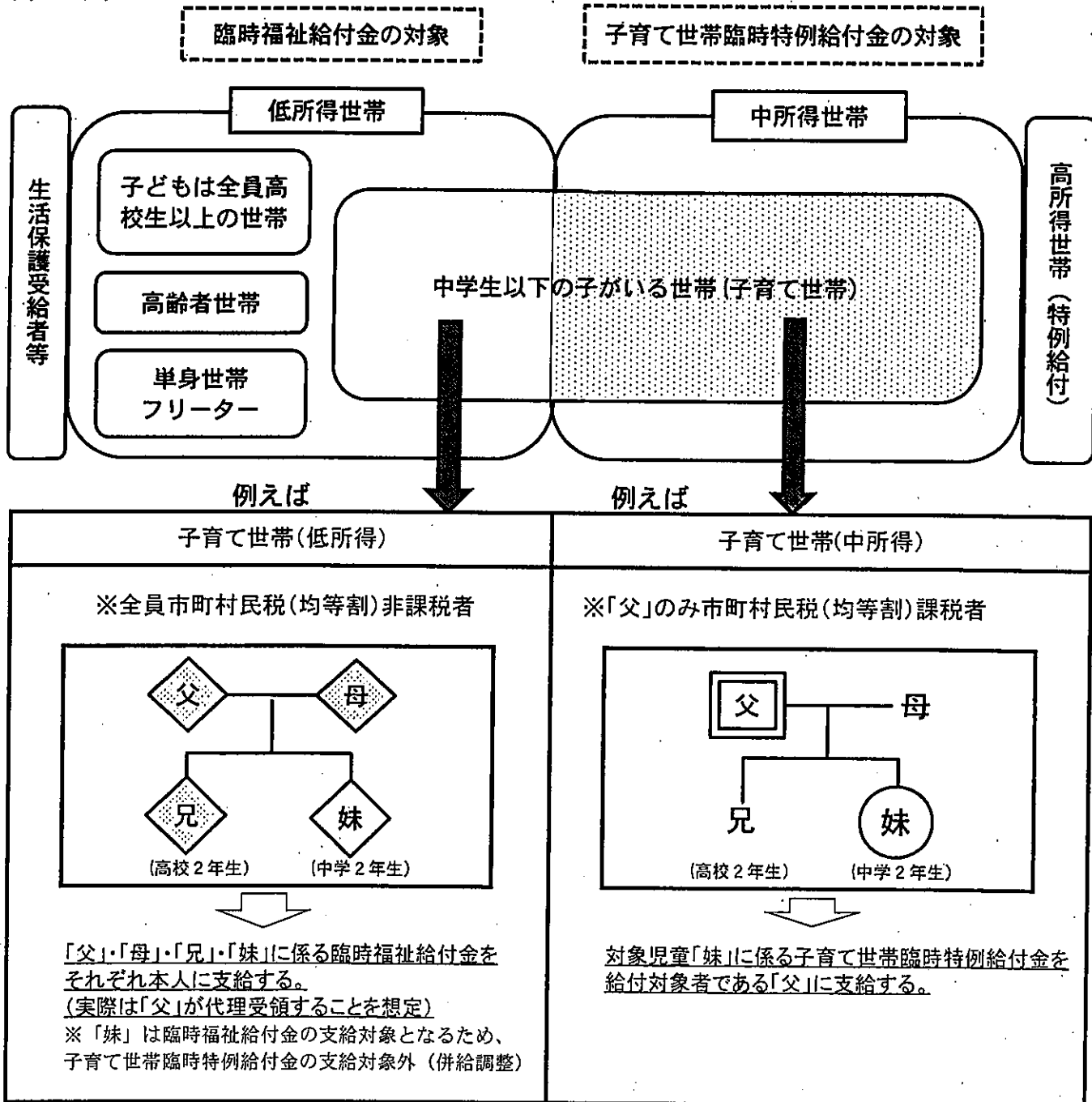
2 本市対象者(推計)

約50万人(うち、加算措置対象者 約25万人)

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の給付対象のイメージ

○子育て世帯臨時特例給付金は、中所得世帯について、児童1人当たり1万円を、児童手当受給者に支給します。
 ○臨時福祉給付金は、低所得者であれば、子育て世帯でも、単身世帯でも、高齢世帯でも、全員に1万円（加算の場合は1万5千円）ずつ支給します。

<イメージ>



※実践による四角囲みが住民基本台帳上の世帯、□が子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者、○が子育て世帯臨時特例給付金の支給対象児童、◇は臨時福祉給付金の給付対象者

「父」: 基準日における児童手当受給者
 「母」: 「父」の配偶者(配偶者控除の対象者)
 「兄」: 「父」の児童手当の支給対象児童ではなく、「父」の扶養親族(高校2年生)
 「妹」: 「父」の児童手当の支給対象児童で、かつ、「父」の扶養親族(中学2年生)